

議 事 録 抄 本

令 和 4 年 2 月

福 崎 町 農 業 委 員 会

令和4年2月農業委員会議事録抄本

日 時 : 2月22日(火) 15:00~15:35

場 所 : 福崎町役場 2階 大会議室

【出席者】・・・17名

農業委員

1番 上阪 英仁	2番 加瀬澤智昭	3番 宮川 積	4番 松岡 忠幸	5番 城谷 憲敬
6番 三木 勝博	7番 上延 英一	8番 牛尾 敏博	9番 松本 廣幸	10番 松岡 隆子
副会長 松岡繁克		-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 吉高 平記	12番 藤岡 資芳	13番 鍛示 幸弘	14番 後藤 正二	15番 田中 初美
16番 高橋 清正	-	-	-	-

事務局 松岡課長、中塚事務局長、豊國主事、品川

【欠席者】・・・会長 上田 隆敏

【現地調査委員】

	副会長 松岡繁克
2番 加瀬澤智昭	12番 藤岡 資芳

【署名人】

7番 上延 英一	9番 松本 廣幸
----------	----------

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会 2 月定例会を開催します。

本日の欠席委員は上田会長です。会長に代わり副会長の松岡が進行していきますのでよろしくお願いします。農業委員会等に関する法律第 27 条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

さて、議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

一 同 <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

7番 上延 英一	9番 松本 廣幸
----------	----------

委員にお願いします。本日は、議案第 61 号から議案 63 号の 3 議案、報告事項 3 件について審議願います。では審議に入る前にいつものとおり事務局による議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 【議案朗読及び説明】

<案件>

議案第61号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について	(委員会許可)	7件
議案第62号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地等の転用届出について	(委員会受理)	1件
議案第63号	農地法施行規則第29条第1号該当転用届について	(委員会受理)	1件
報告第1号	公共事業の施行に伴う一時転用届出について		2件
報告第2号	農地使用貸借の合意解約通知について		3件
報告第3号	会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について		2件

(事務局担当) 令和 4 年 2 月 議案説明

議案第 61 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可)

26 番 : 資料 8 ページをご覧ください。申請地は余田の嶺雲寺の東側約 180m のところに位

置しています。資料 9 ページの地籍図、資料 36 ページの現況の写真を合わせてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。所有者の〇〇さんは町外在住であり、家を探していた〇〇さんが家と農地を一緒に購入することで話が纏まりました。

〇〇さんは福知山市で農業をされており、農作業の機械も所有しています。当面は福知山に在住のまま、家のリフォームを行う予定です。申請地は果樹を植える予定であり、草刈り機など必要な機器は都度運搬します。引っ越した後は必要に応じて機械をそろえる予定です。福知山市で 4,855 m²耕作しており下限面積も問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

27 番：資料 10 ページをご覧ください。申請地は姫路市との市町境付近です。資料 11 ページの地籍図をご覧ください。申請地の西隣の 4093-8 は〇〇さんがビニールハウスを建てています。資料 36 ページには現況の写真をつけています。

関連は報告第 2 号 33 番です。所有者の〇〇さんと〇〇とが中間管理権を設定していましたが今回の申請に合わせて解約しています。

この申請は、売買による所有権の移転です。〇〇さんが〇〇の土地を探しており、所有者の〇〇さんと話が纏まりました。

受け人の〇〇さんは〇〇であり、鍛冶屋地区の人・農地プランで中心経営体に認定されています。現在も 3,742 m²耕作しており、下限面積等も問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

28 番：資料 12 ページをご覧ください。申請地は町営住宅駅前団地の北東約 120m のところに位置しています。資料 13 ページの地籍図、資料 36 ページの現況の写真を合わせてご覧ください。

この申請は、贈与による所有権の移転です。所有者の〇〇さんと受け人の〇〇さんはいとこであり、現在の耕作者である〇〇さんに所有権を移します。

受け人の〇〇さんは町内で 4,069 m²耕作しています。トラクター・コンバイン等農作業の機械を所有しており、下限面積等も問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

29 番：資料 14 ページをご覧ください。申請地は町営塚本団地から西へ約 180m のところにあります。資料 15 ページの地籍図、資料 36 ページの現況の写真を合わせてご覧ください。

この申請は先月の委員会において、空家バンクに登録された家と農地を取得する場合に限り、取得農地の下限面積を 1 m²に設定することが適当であると承認された農地です。

請け人の棟広さんは、トラクターを取得する予定であり、下限面積も問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

30 番：資料 16 ページをご覧ください。申請地はエルデホールの北東約 150m のところに位置しています。資料 17 ページの地籍図、資料 37 ページの現況の写真を合わせてご覧ください。

この申請は、売買による所有権の移転です。所有者の〇〇さんと耕作者の〇〇さんとの話が纏まりました。

受け人の〇〇さんは認定農業者であり、山崎地区や西光寺地区の人・農地プランにて中心経営体として位置づけられています。トラクター・コンバイン等農作業の機械を所有しており、町内で18ha耕作しているため下限面積等も問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

31番：資料18ページをご覧ください。申請地はエルデホールの北東約330mに位置しています。資料19ページの地籍図、資料37ページの現況の写真を合わせてご覧ください。

この申請は、贈与による所有権の移転です。所有者は共有で〇〇さんと〇〇さんの2人です。〇〇さんとはご兄弟で、農地を手放したいと考えており話が纏まりました。

受け人の〇〇さんは認定農業者で、山崎地区の人・農地プランで中心経営体として位置づけられています。トラクター・コンバイン等農作業の機械を所有しており、町内で5ha耕作しているため下限面積等も問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

32番：資料20ページ・21ページをご覧ください。申請地は南大貫のサルビア荘周辺にあります。■■■■はサルビア荘の西約170m、509はサルビア荘の北西約240m、■■■■はサルビア荘の北東約80m、■■■■・■■■■・■■■■はサルビア荘の東約180m、■■■■はサルビア荘の東約100mに位置しています。資料22ページから25ページの地籍図、資料37ページから39ページの現況の写真を合わせてご覧ください。

この申請は、売買による所有権の移転です。所有者の〇〇さんが農地を手放したいと考えており、〇〇さんと話が纏まりました。

受け人の〇〇さんは認定農業者であり、南大貫地区の人・農地プランで中心経営体として位置づけられています。トラクター・コンバイン等農作業の機械を所有しており、町内で5ha耕作しているため、下限面積等も問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

議案第62号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地等の転用届出について
(委員会受理)

8番：資料26ページをご覧ください。届出地は、播州信用金庫福崎店の南に位置しています。資料27ページに地籍図、資料28ページに計画図、資料39ページの現況写真を併せてご覧ください。

この届出は、届出人である〇〇さんが自己所有地を露天駐車場として転用するものです。既に転用している部分があるため始末書を提出されています。

届出については、市街化区域であり、内容も問題ないことから、農地法第4条の届出の受理要件は満たすと考えます。

議案第63号 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について (委員会受理)

資料の修正をお願いします。露天駐車場8台分となっておりますが、8台を消してください。

2番：資料 29 ページをご覧ください。届出地は、西谷老人会憩の家の南西へ約 60m にあります。資料 30 ページの地籍図、資料 31 ページの計画図、資料 39 ページの現況写真をあわせてご覧下さい。

この届出は、自己所有地を農作業時の駐車場に転用するものです。現況は道に面した場所は高く、水路沿いは低くなっているため、西側の低くなっているところに擁壁を設置し地上げする計画です。

200 m²未満の自己所有農地を自己の農業用施設のために転用する場合は、農地法第 4 条の許可不要となります。周辺の農地への支障もないことから、届出の受理要件は満たすものと考えます。

続きまして、報告事項であります。

報告第 1 号 公共事業の施行に伴う一時転用届出について

1番：この届出は、県営のほ場整備事業に伴う、現場事務所や資材置き場として転用しているものです。7月の委員会で報告したものの変更の届出です。一時転用の終期が令和 4 年 1 月 31 日から令和 4 年 2 月 28 日へ延長されました。

6番：この届出は、福崎町実施の釜之内橋橋梁補修工事に伴う、仮設道路を設置をするものです。資料 32 ページに位置図、33 ページに地籍図、34 ページ、35 ページに計画図を示しています。期間は令和 4 年 1 月 26 日から令和 4 年 5 月 31 日までの予定となっています。

報告第 2 号 農地使用貸借権の合意解約通知について

6 ページをお開きください。資料の修正をお願いします。33 番土地の所在地の（山崎）となっているところを鍛冶屋としてください。使用貸借権の合意解約通知が 3 件出ていますので報告します。

報告第 3 号 会長専決処理規程第 2 条に基づく証明書の発行について

その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を 2 件、発行したことを報告します。

説明は以上となります。

（議 長） 議案第 61 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認（委員会許可） 7 件について、現地調査済ですので報告願います。

(加瀬澤委員) 26番：余田の嶺雲寺から東に位置しています。

現地では、草刈りされて適切に管理されていることを確認しました。資料36ページの写真にてご確認ください。

事務局説明の通り、〇〇さんが空家と付随する農地を購入するものです。現地調査を行ったところ、特に問題はないと調査班では判断しました。

27番：申請地は姫路市との市町境付近にあります。

現地では、耕運されており適切に管理されていることを確認しました。資料36ページの写真にてご確認ください。

事務局説明の通り、〇〇さんがいちごの育苗用のハウスを建てるための申請です。

現地調査を行ったところ、特に問題はないと調査班では判断しました。

28番：申請地は町営住宅駅前団地から北東に位置しています。

現地では、耕運されており適切に管理されていることを確認しました。資料36ページの写真にてご確認ください。

現地調査を行ったところ、特に問題はないと調査班では判断しました。

29番：申請地は町営塚本団地から池を挟んで西に位置しています。この申請は、先月の委員会で別段面積設定及び区域指定申請の承認をした農地です。

現地では、耕運されており適切に管理されていることを確認しました。資料36ページの写真にてご確認ください。

現地調査を行ったところ、特に問題はないと調査班では判断しました。

30番：申請地はエルデホールから北東にあります。

現地では、耕運されており適切に管理されていることを確認しました。資料37ページの写真にてご確認ください。

現地調査を行ったところ、特に問題はないと調査班では判断しました。

31番：申請地はエルデホールから北東にあります。

現地では、耕運されており適切に管理されていることを確認しました。資料37ページの写真にてご確認ください。

現地調査を行ったところ、特に問題はないと調査班では判断しました。

32番：申請地は7筆あり、南大貫のサルビア荘周辺にあります。

現地では、小麦等が栽培されていることを確認しました。資料37ページから39ページの写真にてご確認ください。

現地調査を行ったところ、特に問題はないと調査班では判断しました。よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 61 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認
(委員会許可) 7 件について、質疑はありませんか。

(宮川委員) 26 番について、空家バンクについている土地ですか。28 番には空家バンク
と書いてあるのに 26 番にはないので、28 番の違いは。

(事務局) 26 番は空家と農地を一緒に購入されるんですが、譲受人の〇〇さんは福知山
市で農業者として認められている方です。3 反の耕作要件を満たしているため
別段面積の設定をせずとも所有権移転が可能です。

(宮川委員) 昔は通作距離が 15km と習ったと思うが、ないのか。

(事務局) 過去はありましたが現在は廃止されています。

(宮川委員) いつ変わったのか。

(事務局) 大分前です。最近では相続で遠いところの人が所有している農地が増えてきて
います。認定農業者の方などは搭載車があり、多少遠くても管理できるため通作
距離がなくなりました。

(議 長) 次に、議案第 62 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地等の転用届出
(委員会受理) 1 件について、現地調査済ですので報告願います。

(加瀬澤委員) 8 番：届出地は、播州信用金庫福崎支店の南に位置しています。

現地では、既に一部露天駐車場として転用されており、残りは家庭菜園として
利用されていることを確認しました。資料 39 ページの写真にてご確認ください。

事務局説明のとおり、〇〇さんが自己所有地を露天駐車場として転用するもの
です。

現地調査を行ったところ、特に問題はないと調査班では判断しました。よろし
くご審議ください。

(議 長) 議案第 62 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地等の転用届出 (委員
会受理) 1 件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) 次に、議案第 63 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号該当転用届(委員会受理)
1 件について、現地調査済ですので報告願います。

(加瀬澤委員) 2番：届出地は、西谷老人会憩の家の南西にあります。

現地では、草刈りもされ適切に管理されていることを確認しました。39ページの写真にてご確認ください。

事務局説明のとおり、所有者の〇〇さんが農作業を行う際に使用する駐車場とするために農地を転用するものです。

現地調査を行ったところ特に問題はないと調査班では判断をいたしました。よろしくご審議ください。

(議長) 議案第63号 農地法施行規則第29条第1号該当転用届(委員会受理) 1件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) それでは、ただ今より順次、討論、採決に移りたいと思います。

議案第61号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 7件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第61号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 7件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成10 : 反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第61号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 7件について、許可することといたします。

(議長) 次に、議案第62号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地等の転用届出(委員会受理) 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第62号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地等の転用届出(委員会受理) 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成10：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第62号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地等の転用届出(委員会受理) 1件について、受理することといたします。

(議長) 次に、議案第63号 農地法施行規則第29条第1号該当転用届(委員会受理) 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、議案第63号 農地法施行規則第29条第1号該当転用届(委員会受理) 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成10：反対0]

(議長) 挙手全員ですので、議案第63号 農地法施行規則第29条第1号該当転用届(委員会受理) 1件について、受理することといたします。

報告事項については事務局が報告したとおりですが、質疑ありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、以上で、本日提案しました議案についての審議を終了致します。

<15：35終了>

○次回農業委員会開催日・・・3月23日(水曜日) 15：00

署名 人	上延 英一
署名 人	松本 廣幸